



板倉ニュータウン宅地分譲募集要項

【令和2年度 板倉ニュータウン第一次宅地分譲】

板倉ニュータウン販売センター

〒374-0112

群馬県邑楽郡板倉町朝日野3丁目9番地

(フリーダイヤル) 0120-70-4051

(電話) 0276-70-4051 (Fax) 0276-70-4052

群馬県企業局 団地課 分譲室 住宅・商業用地係

〒374-0112

群馬県前橋市大手町1-1-1 28階南

(電話) 027-226-3955 (Fax) 027-220-4426

(令和2年10月1日現在)

はじめに

分譲を希望される方は、この募集要項の内容をよくご理解、ご了承のうえ申込み手続きをお願いいたします。

対象：令和2年度 板倉ニュータウン第一次分譲

目次

1	お申込みから引渡しまで（分譲スケジュール）	3
2	板倉ニュータウン概要	4
3	お申込み資格	5
4	抽選に関する事	6
5	宅地分譲お申込みに関する事	10
6	土地売買契約に関する事	11
7	建築物に関する事	13
8	関係機関一覧表	15

1 お申込みから引渡しまで（分譲スケジュール）

主なスケジュールは下表の通りですので、それぞれの詳細を当募集要項掲載ページでご確認ください。

事象 (実施者)	期間等	概要	掲載頁
抽選参加 お申込み (お客様)	インターネット申込の場合 令和2年10月17日(土)から 令和2年10月23日(金)まで ※ 期間中随時受け付けます。	ホームページ上の案内に沿って 申込み手続きを行ってください。	P6
	受付会場申込の場合 令和2年10月17日(土)から 令和2年10月25日(日)まで ※ 午前10時から午後4時まで (最終日は正午まで)	所定の抽選申込書をご提出 いただきます。	
抽選会 (お客様)	令和2年10月25日(日) 14:00～(13:30 受付開始)	板倉ニュータウン販売センターにて 抽選会を開催します。	P8
宅地分譲 お申込み (お客様)	当選から2週間以内	所定の買受申込書をご提出 いただきます。	P10
売渡決定通知 (県)	買受申込書ご提出後、県から文 書にてご連絡します。	契約申込金5万円の納付通知 書を同封しますので、お支払い をお願いします。 なお、契約申込金は契約締結 後、分譲地代金に充当いたしま す。	P10
契約申込金の 納入 (お客様)	売渡決定通知発行から15日 以内		
契約締結 (県・お客様)	買受申込書提出日から1箇月 以内	実印、印鑑証明書、指定金額の 収入印紙をお持ちいただき、対 面にて押印していただきます。	P11
土地代金の納入 (お客様)	契約締結日から2箇月以内	契約時にお渡しする納付通知 書にて分譲地代金及び登録免 許税をお支払いいただきます。	P11
土地引渡し (県・お客様)	入金を確認後、随時	日程調整の上、土地引渡し日 を設定します。	P12
所有権の登記 (県)	分譲地代金+登録免許税をお 支払いいただいた後、2週間程 度	群馬県が法務局にお客様の所 有権登記を申請し、登記済証 (完了証等)をお客様にお渡し します。	P12

2 板倉ニュータウン概要

- 事業主体 群馬県（企業局）
- 所在地 群馬県邑楽郡板倉町朝日野・泉野地内
- 開発総面積 約218ヘクタール
- 住宅計画戸数 約1,400戸
- 計画人口 約4,800人

所在地	群馬県邑楽郡板倉町朝日野・泉野地内	
設備	道路	区画道路 10m・6mアスファルト舗装等 歩行者専用道路 1.5m・3mアスファルト舗装等、 6m・4mレンガ舗装等 2m・3mインターロッキング舗装
	上水道	公営水道の給水管が各宅地まで敷設してあります。 供給：群馬東部水道企業団
	下水道	板倉町公共下水道の下水管が各宅地まで敷設してあります。
	ガス	LPガス集中供給方式です。地下埋設管が各宅地まで敷設してあります。個別にガスボンベを設置することはできません。管理・供給：堀川産業㈱
	電気 電話 テレビ	電線類地中化区域：朝日野1丁目・4丁目（西地区）地内 各宅地にハンドホール（取出桝）が敷設してあります。 美化電柱区域：朝日野4丁目（南地区）・泉野1丁目地内 区画ごとに指定された電柱から供給されます。
環境	交通	・東武日光線「板倉東洋大前駅」 ・路線バス（板倉東洋大前駅～館林駅3路線）
	教育 福祉	保育園（朝日野3丁目）、東洋大学（泉野1丁目）、板倉東小学校（域外、板倉中学校（域外）
	官公署	朝日野交番（朝日野1丁目）
	医療	内科医院（朝日野1丁目）、歯科医院（朝日野3丁目）、耳鼻咽喉科医院（朝日野1丁目北、県道海老瀬・飯野線沿い）
	利便	ショッピングセンター（朝日野1丁目）、渡良瀬遊水地（域外）、群馬の水郷公園（域外）
	地区内施設	東部公民館（朝日野1丁目）、集会所、街区公園

3 お申込み資格

次のすべての項目に該当することが必要です。

- (1) 分譲契約締結日から3年以内に、原則申込者自ら居住する住宅を建設し、生活の本拠とする方。
- (2) 分譲契約締結後、群馬県が指定する日までに分譲代金を一括して支払うことができる方。
ただし、融資・自己資金の別は問いません。
- (3) 日本国籍を有する方、または次のいずれかに該当する外国人の方
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）第22条第2項若しくは第22条の2第4項の規定による許可を受けて永住者として在留資格を有する方、または出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成元年法律第79号）附則第2項の規定により永住者としての在留資格を有する方
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者、または第4条若しくは第5条の規定により特別永住者として許可された方
- (4) 自らが、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者、総会屋又はこれらに準ずる者でないこと。

4 抽選に関すること

(1) 抽選申込み方法

「インターネット申込み」または「受付会場申込み」のいずれかの方法で、お申込みください。

	インターネット申込み	受付会場申込み
受付期間	令和2年10月17日(土)から 令和2年10月23日(金)まで	令和2年10月17日(土)から 令和2年10月25日(日)まで
受付時間	期間中随時	期間中 午前10時から午後4時まで (ただし、最終日は正午まで)
受付場所	板倉ニュータウンホームページ https://www.itakura-newtown.or.jp/ ※ ご自身のメールアドレスをお持ちの方以外は、インターネットではお申込みできません。	板倉ニュータウン販売センター 〒374-0112 邑楽郡板倉町朝日野3-9 0120-70-4051
抽選申込書類	ホームページ上の案内に沿って申込み手続きを行ってください。	所定の抽選申込書(巻末別添)を御記入の上、御提出いただきます。
抽選番号通知	群馬県からお客様指定のメールアドレス宛にメールを送信し、受付番号をお知らせいたします。(メールの件名は「受付完了のお知らせ」となります。) この番号が抽選番号となりますので、返信メールを印刷し、抽選日当日に会場までご持参ください。	受付会場でお申込みいただいた際、その場で受付番号を書面にてお知らせいたします。この番号が抽選番号となります。

(2) 抽選申込みにあたっての注意事項について

ア お申込者及び同居予定者または親族等が同じ区画または複数の区画へ抽選申込を行うことはできません。

イ 申込者本人が自ら契約名義人となっていただきます。

ただし、共有名義とすることはできませんので、契約締結前にお申し出ください。

ウ 抽選申込書に記入または入力する住所及び氏名は、住民票に記載されている住所及び氏名をご記入ください。

(3) 抽選申込みにあたっての現地確認について

ア 分譲地は、現状有姿でのお引き渡しとなりますので、現地をよくご確認のうえ、お申込みください。

イ 現地を確認されるときは、画地の位置、形状、のり面、擁壁、境界杭、供給処理施設の状況、電柱・支線・支柱等、道路標識、騒音、日照等周囲の状況をあわせてご覧ください。

ウ 現地には、「画地表示板」を設置してあります。

※ 現地確認に際しましては、近隣にお住まいの方のご迷惑にならないよう、ご協力をお願いいたします。

(4) 抽選申込みの無効について

次の場合は、お申込みが無効となる場合がありますのでご注意ください。

ア P5に記載する申込み資格がないとき。

イ 抽選申込書に虚偽の記載があったとき。

ウ 群馬県所定の抽選申込書を使用しなかったとき。

エ 抽選申込書に記入もれがあったとき、または記入が不明瞭なとき。

オ 抽選申込書に記入されている住所及び氏名が、住民票に記載されているものと異なるとき。

カ 重複した申込みや不正な申込みをしたとき。

キ 群馬県がご案内する申込み以外の方法で申込みをしたとき。

ク その他、「板倉ニュータウン宅地分譲募集要項」の記載事項に違反したとき。

(5) 画地番号の変更又は取り消し

インターネット申込み・受付会場申込みのいずれの場合も、電話連絡にて受け付けます。

電話連絡先	群馬県企業局 団地課 分譲室 住宅・商業用地係 027-226-3955
受付期間	令和2年10月19日(月) 9:00 から 令和2年10月23日(金) 17:00 まで

※ 申込み画地を変更したい場合には、あらかじめ取り消しの手続きを行った上で、申込み期間中に再度お申込みください。

※ 取り消しの手続きを行わずに、別の画地に申し込まれた場合には、すべて無効となりますのでご注意ください。

(6) 抽選会の開催日時及び会場等

抽選会の開始時刻及び会場は、以下のとおりとなります。お間違えのないようご注意ください。

なお、代理人出席の場合は委任状（様式は巻末別添）が必要となります。

抽選会開催日時	令和2年10月25日（日）14:00～ （13:30 受付開始）
会場	板倉ニュータウン販売センター 〒374-0112 邑楽郡板倉町朝日野3-9 0120-70-4051

※ 当日は、13:50 までに抽選会場にて受付手続きを済ませてください。

※ 当日、出席されない方も、抽選には参加の扱いとなります。

(7) 当選者の決定

ア 申込者がお一人のみの画地は、その方が当選者となります。

イ 同一画地にお二人以上の申込みがあった場合は、抽選にて当選者及び補欠者の方を決定します。

ウ 抽選方法

画地ごとに、応募倍率に相当する数の玉を抽選器に入れ、最初に出た玉の番号の方を当選とします。

また、再度抽選器を回し、次に出た玉の番号の方を補欠第1位とします。続いて抽選器を回していき、出た玉の番号の方を補欠第2位、第3位…とします。

(8) 結果の発表

抽選の結果は、当選・落選に関わらず、申込み者全員の方に書面で通知いたします。

なお、電話による抽選結果のお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。

(9) 当選後の手続き

当選された方は、抽選会から2週間以内に、所定の買受申込書をご提出いただきます。その他の必要書類は「P10 (1) 宅地分譲お申込みに必要な書類」を御参照ください。

(10) お申込みのなかった画地について

ア お申込みのなかった画地の補充受付

抽選会終了時点でお申込みのなかった画地については、当日出席された抽選会参加者を対象に抽選会終了後30分間、抽選会場において再度申込受付を行います。

再申込受付終了後、直ちに「P8 (7) 当選者の決定」と同じ方法で、抽選（以下「再抽選」と言います）を行います。

なお、当選者または補欠者となられた方が、再抽選へのお申込みをされたときは、その時点で当選または補欠の資格は消滅します。

イ 抽選会翌日以降の募集画地の取扱いについて

抽選会翌日以降の募集画地については、先着順画地とします。(詳細については「P9 (13)先着順画地の取扱いについて」をご覧ください。)

(11)補欠者となられた方について

補欠者の方は、当選者が辞退または失格した場合「繰上当選」となり、当選者と同様の手続きによりご契約いただきます。

なお、繰上当選となられた場合には、対象の方に書面でお知らせいたしますので、同封の買受申込書をご記入の上、2週間以内にご返送ください。

補欠者としての効力は、当選者の方が群馬県との間に土地売買契約を締結した時点、または繰上当選となりながら期限内に買受申込書を提出しなかった場合は失効となります。

(12)当選の効力

当選された方が、当選後2週間以内に買受申込書を提出しなかった場合、または買受申込書提出日から1箇月以内に土地売買契約を締結されなかった場合は、当選者としての効力を失うものとします。

(13)先着順画地の取扱いについて

ア 先着順画地とは、抽選会終了時にお申込みが無かった画地を言います。(申込辞退等による空き画地を含みます。)今回先着順となった画地は、抽選会翌日以降よりお申込みを受け付けます。

イ 先着順画地の取扱いについては、以下のとおりとします。

- ・ お申込み方法は、下記①～③いずれかの方法とします。

① 板倉ニュータウン販売センターへの来場による買受申込書の提出

② 板倉ニュータウン販売センターへの買受申込書の郵送

送付先	〒374-0112 群馬県邑楽郡板倉町朝日野三丁目9番地 板倉ニュータウン販売センター
-----	------------------------------------------------

③ 板倉ニュータウンホームページからのインターネット申込み

URL	https://www.itakura-newtown.or.jp/
-----	-------------------------------------------------------------------------------------

- ・ 申込者の決定については、上記①～③いずれかの方法にて、最も早く購入申込書を提出された方とします。

ただし、②郵送の場合は、販売センター到着日の17:00受付として扱い、夜間到着の場合は翌日午前9:00受付として扱います。

同着の場合は、職員による厳正なる抽選の上、お申込み順位を設定します。

なお、③インターネット申込みは、抽選会翌日のホームページ入れ替え作業完了後からの受付となります。

- ・ 先着順画地においては、隣接2画地の申込みを可とします。
- ・ また、当選された方の当選画地に隣接する画地が先着順画地となった場合、当選された方は隣接画地の申込みを可とします。

※ 先着順画地は、予告なく販売を取り下げることがあります。

5 宅地分譲お申込みに関すること

(1) 宅地分譲お申込みに必要な書類

ア 買受申込書

「板倉ニュータウン買受申込書」に必要事項を記入してご提出ください。
ご提出期限は、当選決定から2週間以内となります。

※ 期限までにご提出がなかった場合は、失格となります。

※ 申込書に虚偽の事項が記載されていたときは、失格となります。

イ 申込者及び同居予定者全員の住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がなく、1ヶ月以内に取得したもの）

申込者と同居予定者を含む住民票（現に同居している場合は、「住民票謄本」、同居予定者のうち別居の者がある場合は、その方の「住民票抄本」も必要です。）を1通、あらかじめ取得しておいてください。

ウ 誓約書

申込者が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者等でない旨を誓約してください。

エ その他注意事項

- ・ 書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。申込みに当たり不明な点は、提出前に必ず職員に確認してください。
- ・ 買受申込に当たっては、現地において住環境、宅地の状況等、十分に確認をお願いします。
- ・ 契約は引渡し可能日以降となります。引渡し可能日は、区画により異なりますので、申込前に必ず職員に確認してください。

(2) 資格審査

申込者について資格審査のうえ、申込みを受理します。

審査の結果、不適格と認めた場合は、その旨通知いたします。また、必要に応じて事実確認をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 売渡決定通知

資格審査の結果、譲受人に決定したときは、契約日時決定後速やかに、板倉ニュータウン宅地売渡決定通知書を交付します。

(4) 契約申込金の納入

板倉ニュータウン宅地売渡決定通知書の郵送に同封して、契約申込金50,000円の納付通知書を同封しますので、売渡決定通知書発行日から15日以内の指定された日までに、銀行等金融機関から指定口座にお振り込みください。

この契約申込金は土地売金に充当いたしますが、お客様の都合によるキャンセルなど、理由のいかんに関わらず返還することはできません

なお、納付期限までにお支払いのない場合は、失格とさせていただきます。

6 土地売買契約に関すること

(1) 土地売買契約の締結

契約締結日は買受申込書のご提出日から1箇月以内の日程で調整させていただきます。

契約当日必要なもの

ア 申込者の実印（印鑑登録してある印鑑）
※ 共有の場合は、共有者の実印も必要です。

イ 印鑑証明書（1箇月以内に取得したもの）
※ 共有の場合は、共有者のものも必要です。

ウ 収入印紙

分譲代金	収入印紙額面
500万円超～1,000万円以下の場合	5,000円分
1,000万円超～5,000万円以下の場合	10,000円分

(2) 土地代金の納入

契約締結後に、契約申込金を差し引いた土地代金と登録免許税の納付書をそれぞれ交付しますので、契約締結日から2箇月以内の指定された日までに、銀行等金融機関から指定口座にお振り込みください。

(3) 分譲の条件

ア 入居義務

分譲契約締結日から3年以内に自らが居住するための一戸建専用住宅（延床面積70㎡以上、店舗併用住宅は不可。）を建設し、生活の本拠としなければなりません。

イ 権利の移転または設定の制限

宅地に係る権利について、分譲契約締結日から5年間は、群馬県の承認を受けた場合を除き、宅地または建物に関する所有権を移転し、または地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定することはできません。

ウ 住宅建設上の制限

分譲契約締結日から5年間は、本宅地内に事務所、店舗その他これらに類する用途の施設を住宅と兼ねて又は別棟として設置することはできません。

エ 買戻特約

譲受人がア、イ及びウについて、付された条件に違反したときは、宅地の買戻しができる旨の特約登記を所有権の登記と同時に付記します。

なお、買戻特約期間は、分譲契約締結日から5年間とします。

オ 所有権の登記

所有権の登記は、分譲土地の引渡後、群馬県が囑託により行います。

なお、登記に要する登録免許税は、譲受人の負担となります。

カ 公租公課

宅地に係る公租公課は、土地の引渡以後、譲受人の負担となります。

キ 宅地及び建物の共有範囲

分譲宅地の登記名義人は、申込者に限ります。

ただし、買受申込書に同居予定者と記載している親族との共有は認めます。

建物の登記は、申込者により行っていただきますが、登記名義人は申込者に限ります。

ただし、建物についても、上記分譲宅地と同じ条件で共有は認めます。

(4) 引渡し及び所有権登記

分譲土地の引渡しは、土地代金の納入確認の上、契約後随時行います。宅地の所有権は、引渡しを行った時に移転します。所有権の登記は、分譲土地の引渡しに合わせて、登録免許税の納付確認の上、群馬県が嘱託により行います。

(5) 引渡し後の土地の管理

引渡し後の宅地の管理（草刈り等）は、近隣の迷惑にならないよう、譲受人の責任において行っていただきます。

7 建築物に関すること

(1) 建築物の基準について

板倉ニュータウンは、住宅地としての良好な環境を維持推進するため、都市計画法に基づく用途地域が指定され、さらに地区計画が設定されていますので、住宅を設計・建設される際には、十分にご確認をお願いします。

ア 建築基準法及び都市計画法によるもの 一般宅地分譲地

用途地域	第一種低層住居専用地域
建ぺい率 (建築面積の敷地面積に対する割合)	40/100(40%)以下
容積率 (延床面積の敷地面積に対する割合)	80/100(80%)以下
建物の地盤面からの高さ	10m以下

※ 詳しくは、太田土木事務所建築係 (Tel0276-32-2345代) へお問い合わせください。

イ 板倉ニュータウン地区計画によるもの

(ア) 敷地面積の最低限度は、200㎡とします。

(イ) 道路境界線(角切り部分は除く。)及び隣地境界線から建築物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離は、1m以上でなければなりません。ただし、建築物または建築物の一部(はみ出る部分)が次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・ 外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの。
- ・ 車庫、物置その他これらに類する用途のもので、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下のもの。

(ウ) 建築物の形態等

- ・ 建築物等の屋根上にテレビ等の受信アンテナは設置できません。ケーブルテレビ(株)の再送信(有料)を受信していただきます。
なお、衛星放送(BS・CS)の受信アンテナをベランダ等に設置することはできます。
- ・ 建築物等の屋根や外壁等の色彩や形態は、住宅地に相応しく、美観を損なうような色彩は避け、周囲との調和を図るものとしてください。
- ・ 屋根の形状は、こう配型屋根とするようご協力をお願いします。

(エ) へい等について(官民界に限ります。)

- ・ 生け垣を敷設する場合は、高さの制限はありませんが道路側にはみださないでください。
- ・ 地盤面(道路面)からの高さが0.6m以下の基礎部分の上に、透視可能な材料で造られたもので、高さ1.2m以下のもの
- ・ 上記を組み合わせたもの

※ 詳しくは、板倉町役場都市建設課都市計画係 (Tel0276-82-1111代) へお問い合わせください。

(2) 建築上の留意事項

ア 出入口の制限について

区画道路以外からの車両の出入りはできません。(宅地と道路の接続面がコミュニティ道路のみの区画を除く。)住宅の計画に当たっては、玄関、車庫等の配置に十分注意してください。現地にて十分確認をお願いします。

イ メーター類の設置について

電気、水道及びガス等のメーターについては、保守点検がしやすい場所に設置するようお願いします。ガスは、集中供給方式となっており、地下埋設管から引いていただきます。個別にガスボンベ等を設置することはできません。

ウ 盛土・切土について

車庫、庭園部分を除き、宅地の高さは変更しないでください。

エ 緑化について

敷地内は、環境に応じた植樹または張芝等を行うなど、緑化に努めてください。この場合、隣地の日照を妨げないよう十分配慮してください。

オ ハンドホール（取出桙）について（電線類地中化区域：朝日野1丁目・4丁目（西地区）地内）

各宅地内に敷設してある電気用及び電話・ケーブルテレビ用ハンドホールは、原則として移設することはできません。やむを得ない理由により移設を希望する場合は、関係機関と協議のうえ、移設に要する費用は譲受人の負担となります。

カ 電柱等について（美化電柱化区域：朝日野4丁目（南地区）・泉野1丁目地内）

各宅地内に設置してある電気用及び電話・ケーブルテレビ用電柱（支線を含む。）等は、移設することはできません。また、電柱等は共用になりますので、隣地への配線等にはご協力いただきます。あらかじめご了承ください。

なお、電柱等のある区画は、別途電柱等所有会社との個別契約が必要になります。

8 関係機関一覧表

区分	関係機関	所在地・電話番号
ニュータウン全般	板倉ニュータウン 販売センター	〒374-0112 邑楽郡板倉町朝日野 3-9 0120-70-4051
	群馬県企業局 団地課 分譲室 住宅・商業用地係	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 28 階南 027-226-3955
地区計画	板倉町役場 都市建設課 計画管理係	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉 2682-1 0276-82-1111 (代)
建築確認申請	群馬県太田土木事務所 建築係	〒373-0033 太田市西本町 60-27 0276-32-2345 (代)
上水道	群馬東部水道企業団 館林支所	〒374-0062 館林市広内町 3-10 0276-80-3201
下水道	板倉町役場 住民環境課 環境下水道係	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉 2682-1 0276-82-1111 (代)
電気	東京電力 カスタマーセンター群馬	電気料金・引越し・契約変更の申込 0120-99-5221 停電等の電気に関すること 0120-99-5222
電話	NTT東日本	局番なしの116
ガス	堀川産業(株)エネクル板倉	〒374-0112 邑楽郡板倉町朝日野 4-1-2 0276-82-2551
登記	前橋地方法務局 太田支局	〒373-0063 太田市鳥山下町 387-3 0276-32-6100 (代)
テレビ	ケーブルテレビ(株) 館林ケーブルテレビ	〒374-0039 館林市美園町 13-2 0120-17-1823
道路 (町道)	板倉町役場 都市建設課 建設係	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉 2682-1 0276-82-1111 (代)
ごみ処理	板倉町役場 住民環境課 環境下水道係	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉 2682-1 0276-82-1111 (代)

板倉ニュータウン抽選申込書

御記入日 年 月 日

下記のとおり、抽選を申し込みます。

(職員記入欄)

希望区画	—
------	---

受付日/担当	
受付番号	

申込者	ふりがな		生年月日	昭和	年	月	日生
	氏名			平成			(歳)
	住所	〒					
	電話番号	(携帯電話)	(固定電話)				
	メールアドレス						
	勤務先	名称		年収	万円		
所在地							
電話番号							
同居予定者	氏名	続柄	年齢	住所(申込者と異なる場合のみ御記入ください)			
現在の住居	①親族との同居 ②持家 ③民間賃貸住宅 ④公営住宅 ⑤社宅・官舎 ⑥寮・下宿 ⑦その他[]						

アンケート

今後の分譲の参考とさせていただきたく、お手数ですがアンケートに御協力ください。(複数回答可)

今回、申込みにあたって現地を御覧になりましたか？	①見た ②見ていない
この分譲を何でお知りになりましたか？	①ホームページ ②Yahoo広告 ③Google広告 ④facebook広告 ⑤Instagram広告 ⑥LINE広告 ⑦電車広告 ⑧雑誌広告 ⑨ポスター ⑩パンフレット ⑪タブロイド紙 ⑫折込チラシ ⑬看板 ⑭住宅展示場 ⑮ハウスメーカー ⑯知人の紹介 ⑰その他[]
板倉ニュータウンを選んだ理由は何ですか？	①立地 ②駅近く ③東京通勤圏 ④大規模開発 ⑤街並み ⑥電柱地下埋設・美化電柱 ⑦歩道 ⑧治水 ⑨地盤 ⑩公園 ⑪自然 ⑫文化 ⑬渡良瀬遊水地 ⑭レジャー ⑮商業施設 ⑯教育施設 ⑰医療施設 ⑱宅地の広さ ⑲価格 ⑳子育て支援 ㉑県事業 ㉒その他[]
この画地を選ばれた理由は何ですか？	①面積が大きい ②面積が手頃 ③角地 ④間口と奥行きのバランス ⑤希望の間取りの建築のため ⑥南面道路 ⑦日照・通風 ⑧価格が手頃 ⑨駅近く ⑩公園に近い ⑪その他[]
お申込みは1区画のみですが参考として第2・第3候補を教えてください。	(第2候補) (第3候補)
御意見・御感想(今後の分譲の参考にさせていただきます。)	

様式

委任状

令和 年 月 日

群馬県企業管理者 あて

(委任者) 住 所

氏 名 印

電話番号

申込区画 1—

(押印についてゴム印は使用しないでください。)

私は、下記の者を代理人と定め、令和2年度 板倉ニュータウン第一次宅地分譲抽選会に関する一切の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所

氏 名

電話番号

板倉ニュータウン買受申込書

群馬県企業管理者 あて

御記入日 年 月 日

下記のとおり、宅地の分譲を申し込みます。

(職員記入欄)

希望区画	—
------	---

受付日/担当	
受付番号	

申込者 (代表者)	ふりがな				生年月日	昭和 平成	年 月 日生 (歳)
	氏名	印					
	住所	〒					
	電話番号	(携帯電話)	(固定電話)				
	メールアドレス						
	勤務先	名称			勤続年数	年 月	
所在地				年収	万円		
電話番号				職名等			
共有 予定者※	氏名		続柄	生年月日	昭和 平成	年 月 日生	
	住所 (代表者と異なる場合)						
	氏名		続柄	生年月日	昭和 平成	年 月 日生	
	住所 (代表者と異なる場合)						
	氏名		続柄	生年月日	昭和 平成	年 月 日生	
	住所 (代表者と異なる場合)						
同居 予定者	氏名	続柄	年齢	学校または勤務先等			

※ 共有の場合のみ御記入ください。共有者は同居予定者のみとします。

資金計画	区分		土地代金	住宅建設資金
	自己資金		万円	万円
	借入金	住宅金融支援機構	万円	万円
		その他銀行等	万円	万円
合計		万円	万円	
建築開始予定時期			年 月	なるべく早く入居できるよう 計画をしていただけますよう お願いいたします。
入居予定期日			年 月	

裏面も御記入ください。

現在の住居及び土地の状況	住居	①持家 ②アパート ③マンション ④借家戸建 ⑤同居 ⑥公営住宅 ⑦官公舎 ⑧社宅(寮) ⑨その他[]			
	土地	自己所有の土地 (有 ・ 無) 有の場合→ 宅地 その他[]			m ² m ²
	住居の状況	構造1	①平屋 ②二階建て ③高層		
		構造2	①木造 ②簡易耐火 ③耐火		
		延床面積	m ² または 坪	室数	
	(持家の方)	建築時期	年 月	購入時期	
予定		①売却 ②賃貸借			
(賃貸の方)	家賃	円/月			
申込み理由					

アンケート

今後の分譲の参考とさせていただきたく、お手数ですがアンケートに御協力ください。(複数回答可)

板倉ニュータウンを何でお知りになりましたか？	①ホームページ ⑤Instagram広告 ⑨ポスター ⑬看板 ⑰その他[]	②Yahoo広告 ⑥LINE広告 ⑩パンフレット ⑭住宅展示場	③Google広告 ⑦電車広告 ⑪タブロイド紙 ⑮ハウスメーカー	④facebook広告 ⑧雑誌広告 ⑫折込チラシ ⑯知人の紹介	
板倉ニュータウンのどこに魅力を感じていただけましたか？	①立地 ⑥電柱地下埋設・美化電柱 ⑪自然 ⑬教育施設 ⑰県事業	②駅近く ⑦歩道 ⑩文化 ⑭医療施設 ⑱その他[]	③東京通勤圏 ⑧治水 ⑫渡良瀬遊水地 ⑮宅地の広さ	④大規模開発 ⑨地盤 ⑭レジャー ⑯価格	⑤街並み ⑩公園 ⑮商業施設 ⑰子育て支援

この度はお申込み誠にありがとうございます。
担当者から改めて御連絡いたします。
引き続きどうぞよろしく願いいたします。

誓約書

令和 年 月 日

群馬県企業管理者様

住所

氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。
なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自らが、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者、総会屋又はこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- 2 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、板倉ニュータウンの宅地分譲契約を締結するものでないこと。
- 3 自ら又は第三者を利用して、板倉ニュータウンの宅地分譲契約に関して次の行為をしないこと。
 - (1) 群馬県に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2) 偽計又は威力を用いて群馬県の業務を妨害し又は信用を毀損する行為
- 4 自ら又は第三者をして、板倉ニュータウンの宅地を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。